

# ブルーライトやまぐち 会則

(名称)

第1条 この会の名称は「ブルーライトやまぐち」とする。

(事務所)

第2条 この会の事務所は山口市におく。

(目的)

第3条 この会は、地域の人々に発達障害の理解を啓発し、山口県内の各市町とのつながりを図ることで、誰もが住みやすい社会をつくることを目的とする。

(活動内容)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

- (1) 地域へ向けた発達障害啓発活動事業
- (2) その他この会の目的達成のために必要な事業

(役員)

第5条 この会の運営のため役員をおく。

委員長（1名）、副委員長・事務局（1名）、会計（2名）

(実行委員)

第6条 会の趣旨に賛同し、実行委員会に参加する。別に定める運営会費を支払った者とする。

(会議)

第7条 この会の会議は実行委員会会議（不定期）とし、必要に応じて召集する。

(賛助会員)

第8条 会の趣旨に賛同し、別に定める運営会費を支払った者とする。

(事業年度)

第9条 この会の事業年度は毎年6月1日から翌年の5月31日までとする。

(その他)

第10条 この会則の必要事項の変更および追加等は実行委員会会議で協議の上決定する。

(附則)

第11条 この会則は、平成29年7月13日から施行する。

改訂 平成30年6月26日 第1条